

## 第 4 期西東京市地域福祉計画策定に関する諮問審議経過

## 1 諮問事項

第 4 期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方

## 2 審議経過

## (1) 会議の開催状況

第 1 回 10 月 13 日 諮問／諮問事項の審議

第 2 回 11 月 30 日 諮問事項の審議

第 3 回 12 月 26 日 諮問事項の審議／答申案の検討

答申書交付 1 月 12 日

## (2) 審議の中での主な意見

- ・第 3 期計画の策定の際の答申について、第 4 期計画の答申についても踏襲してよい。その上で、市民がわかりやすいシステムを作ってもらいたい。
- ・市の他の計画や地域包括ケアシステムとの整合性・関係性について、次期計画において図ることが必要である。
- ・国の動向として、地域包括ケアシステムを高齢者だけでとどめずに展開していくという方向であるため、地域福祉計画の策定に当たっては地域包括ケアシステムについても考える必要がある。
- ・他のネットワーク事業（ささえあいネットワーク、地域協力ネットワーク、ふれあいのまちづくり）と圏域が異なっているなど、他との整合が取れておらずわかりづらい。市としての統一した考え方が必要である。
- ・それぞれのネットワークの違いが、分かりにくい。携わっている人が理解する努力も必要だが、行政も分かりやすく違いを説明すべきである。
- ・様々なコーディネーターやサービス等が存在しているが、必要としている人に情報が届いていないことがあるのではないか。情報発信の仕組みを整備して、積極的な情報発信を進めていくべきである。活動の成果などを含めて、広く知らしめることで、他との結びつきを有効なものにすることができ、広がりもできてくる。

### 3 答申事項

#### (1) 基本的な考え方

平成24年8月6日付24西審保福第5号「第3期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方の答申書」により示した考え方及び基本的視点を踏襲し、「第3期地域福祉計画の取組を発展的に継続していくこと」を基本的な考え方として、第4期西東京市地域福祉計画を策定していくべきこと。ただし、これに当たっては、時間的な経過による必要な修正等を加え、この間の制度変更や社会情勢の変化を反映させること。

#### (2) 基本的視点

第4期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっては、次の事項につき検討を行い、反映させること。

- ① 地域福祉計画により実施する事業と地域包括ケアシステムとの整合を図ること。
- ② 生活困窮者自立支援制度について、地域福祉計画の中で位置づけること。
- ③ 地域福祉施策（特にネットワークの構築を目的とした事業）について、それぞれの事業について検証を行い、その結果により整理・統合が可能な点については、それを行うなど、市民にとってわかりやすいシステムを構築すること、又はそれぞれの事業の間で連携を進めることにより、それぞれの事業の効果をより高めていくための仕組づくりに取り組むべきこと。